

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	道路事業不動産鑑定評価（湯沢市内外）業務
契約担当官等の氏名並びにの所属する部局の名称及び所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長 日下部 隆昭 ○秋田県湯沢市関口字上寺沢 6 4 - 2
契約締結日	令和元年 5月30日
契約の相手方の氏名及び住所	ジェイ.ビー.ブライアン（株） 秋田県秋田市八橋新川向 1 0 - 1 5
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	1, 8 8 7, 8 4 0 円
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	非公表
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

契 約 理 由 書

1. 件 名：道路事業不動産鑑定評価（湯沢市内外）業務
2. 契約の相手方：ジェイ・ビー・ブライアン株式会社
3. 理由：

本業務は、湯沢河川国道事務所所管の事業用地買収等のために必要となる、道路事業に係る湯沢市内外の評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する業務を行うものである。

本業務の履行にあたっては、評価対象地域の現在の地価動向及び今後の地価変動の推移という情報収集能力、分析力等を持つ業者による調査・検討が不可欠であることから企画提案書の提出を求めたところである。

企画提案は上記業者から提出がなされ、提案内容を審査、評価したところ、技術者の経験、能力等に関する必要条件を満たしているほか、調査方法及び分析等を具体的に示し、また、公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件、留意点において、的確な提案がなされており、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められることから、特定されたものである。

よって、会計法第29条の3第4項並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、上記業者と契約を締結するものである。